

事件名:庄原簡易裁判所令和5年(ハ)第2号損害賠償請求事件
令和5年7月4日 庄原簡易裁判所御中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野邦夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

準備書面(2)

付 属 書 類	
甲号証写し	7 通

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を「私」、被告国を「国」、訴外広島県を「県」と略称し、その他の用語については随時補充するものとします。

第二. 裁判行為についての一般論

1. 判決・決定等の裁判行為も法律行為の一種だと解すれば、民法第1,90条の埒内でしょう。そうだとすれば「証拠調べの必要性の判断は、受訴裁判所の専権に属するもの」だとしても、濫用・公序良俗違反に及んではならないのは法律常識である(一種の羈束裁量)。

★民法第1条(基本原則)

私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。←信義則

3 権利の濫用は、これを許さない。←論ずるまでもない

★民法第90条(公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。←絶対無効

また、原告は、訴状において、加藤裁判官が本件期日において本件却下決定をし、弁論を終結したために、弁論終結後に本件抗告をせざるを得ず、その結果本件抗告が不適法として却下された旨主張していると解されるところ、そもそも証拠調べの必要性の判断は、受訴裁判所の専権に属するものであり、証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない(最高裁平成12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073ページ)のであるから、原告の主張は失当である。

第三. 甲第 14,15,16 号証の追加提出

1. 甲第 14 号証は、私が平成 29 年 6 月 8 日に提出した検察官宛告訴状の日付部分「12」です。甲第 13 号証の 1,2 の筆跡比較において、断じて私の筆跡ではない事実を立証するものです。
2. 甲第 15 号証は、最高裁判所平成 13 年(許)第 2 号の決定書です。「控訴審で審理されるから、原審で審理する必要がない」と述べている点からすれば、控訴提起後に文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告を行った事案ではないかと推認される。したがって本件とは事案違いで国の引用は失当という他ない。
3. 甲第 16 号証は、本訴にかかる即時抗告の顛末を時系列にしたものです。

第四. 裁判官除斥事由に関する甲第 17,18,19,20 号証について

1. 民事訴訟法第 23 条 1 項は(裁判官の除斥)を規定する。就中、加藤裁判官については、実質的には六号に該当するものと思料される。すなわち「不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき」に類推されるのである。甲第 17 号証は[広島地方裁判所三次支部令和 3 年(ワ)第 29 号損害賠償請求事件(以下[3 年(ワ)第 29 号]という)の判決書]であるが、担当であった加藤裁判官が原本を作成したものである。
2. そして甲第 18 号証は対応する控訴状、甲第 19 号証は広島高等裁判所の判決書、甲第 20 号証は最高裁判所の決定書です。
3. 甲第 17 号証が、甲第 18 号証(控訴状)により「不服を申し立てられた前審」と類推されるのです。
4. 以上述べたとおり、加藤裁判官には、実質的に除斥事由が存在したと言えるのである。
5. 加藤裁判官は、これらの経緯を知悉しながら、敢えて広島地方裁判所三次支部令和 4 年(ワ)第 14 号(以下[4 年(ワ)第 14 号]という)損害賠償請求事件(甲第 9 号証)を担当したものである。
6. 裁判官除斥及び忌避制度の趣旨からすれば、一連の加藤裁判官の職務行為は、厳正であるべき法秩序(公序)を著しく蹂躪するもので無効という他ない。

★民事訴訟法第 23 条(裁判官の除斥)

裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 二 三 四 五 省 略

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

判:前審の裁判とは当該事件における直接または間接の下級審の裁判を指す。(最判昭 36・4・7 民集一五一四一七〇六)

7. 確かに上枠内の(最判昭 36・4・7 民集一五一四一七〇六)によれば、加藤裁判官が「前審に関与した」とは言えないかもしれない。しかしながら、法が「前審関与」を除斥事由としている趣旨は「予断と偏見の排除」にあると言うべきである。したがって、別件の同級審であっても「予断と偏見」を排除する必要がある場合に敷衍・類推されて然るべきものと思料されます。
8. 私は [3 年(ワ)第 29 号]において、主として訴訟経済の見地から、「訴えの変更(請求の原因)」の申立を行ったのですが、これが次枠内のおり却下されたので、万止むを得ず別訴として仕立てたのが[4 年(ワ)第 14 号]なのです。

↓ 広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号判決書(甲第17号証)8頁より抜粋↓

2 争点2 (本件訴えの変更は許されるか) について

本件訴えの変更は、訴状における請求原因とは関連性のない別個の行為を国賠法上違法であると主張して、請求原因を追加するものであり、その追加しようとする請求原因は、訴状における請求原因と社会生活上同一又は一連の紛争に関するものとはいえず、訴訟資料が共通するものでもないから、請求の基礎に変更がないとはいえない。

したがって、本件訴えの変更は許さない。

★民事訴訟法第143条(訴えの変更)

原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 請求の変更は、書面でしなければならない。

3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。

4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

9.加藤裁判官は、[3年(ワ)第29号]・[令和4年(ワ)第14号]両事件の担当裁判官でした。[3年(ワ)第29号]については、**関与**以上の**担当裁判官**だった訳です。

10.[3年(ワ)第29号]では、訴えの変更申立を行った関係上、[4年(ワ)第14号]と共通の主張及び**甲号証**他が提出済でした。即ち、加藤裁判官には予断と偏見が形成されていた筈です。

11.以上のような事情・経緯があり、「二件の文書提出命令口頭却下と即時結審」及び加藤弾判決(**甲第9号証**)が、あたかも「水が高さから低きに流れる」が如く出てきたのです。

第五. 結語

1.準備書面(1)に続き、必要と思料されるところを掻い摘まんで、述べた。足りなければ幾重に主張と立証を重ねる所存である。

2.なお**甲号証**写しについては、必要に応じて詳細に説明いたします。

令和5年6月27日(火)作成

以上原告 こうのくに お 高野邦夫